

# 児童と成人のセーフゲーディング方針



## 方針の紹介

ハビタット・フォー・ヒューマニティ（Habitat for Humanity）は、非営利でエキュメニカルなキリスト教団体であり、世界中の標準以下の住宅とホームレス状態をなくし、適切で手ごろな価格のシェルターを良心と行動の問題とすることを目的としています。私たちの活動は、すべての人、すべての女性、すべての児童が、尊厳をもって安全に暮らせるシンプルで適切な場所を持つべきだという信念に基づいて設立されました。私たちの基本的な使命と原則に従って、私たちは最高の倫理基準を約束し、あらゆる形態の虐待、差別、搾取、ハラスメント（「危害」）に反対します。

この「児童と成人のセーフゲーディング方針」（以下、「セーフゲーディング方針」または「方針」とも呼ぶ）は、私たちが奉仕する児童と成人にとって安全で生産的で尊重される仕事と生活の環境を作り、維持するという私たちの誓いを反映したものです。制度的抑圧の撤廃と住宅の公平性の推進に根ざしたキリスト教団体として、私たちは、意図的であるか偶発的であるかにかかわらず、私たちが接触するすべての児童と成人は、私たちの運営やプロジェクト活動中に生じ得るいかなる危害からも保護される権利があると信じています。さらに私たちは、脆弱な環境で暮らす児童やリスクのある成人特有の脆弱性を認識し、私たちがサービスを提供するすべての人々、あるいは私たちが接触するすべての人々にとって安全な組織であることを確約し続けます。

本方針は、ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン（以下、「ハビタット・ジャパン」とする）が安全で健康的な職場環境、運営環境、プロジェクト環境を構築するためのアプローチを定義するものである。本方針に付随する「児童と成人のセーフゲーディング手順書」（「セーフゲーディング手順書」とも呼ばれる）は、運営チームおよびプロジェクトチームが本方針を実行可能なものとし、プロジェクトおよび／またはコミュニティに関連する文脈上のニーズやリスクに合わせて実践するための指針を提供するものである。本方針に含まれる指示は、別段の定めがない限り、付録Aに定義されるハビタット・ジャパンの代表者の行動に適用されることを意図している。

## 方針の枠組み

私たちは、安全な組織を構築し維持するためには、児童、ハビタットとパートナーを組む家族、コミュニティの人々、パートナー、そして私たちの同僚に対するコミットメントが必要であると認識しています。この方針は、すべての人にとって安全で、包括的で、健康的な運営環境、プログラム環境、職場環境を作り、維持するハビタット・ジャパンの責任を強化するために、他の方針の役割を参照し、認識することで、児童、ハビタットが活動する地域の危険にさらされている成人、そしてスタッフやボランティアに対する私たちのコミットメントを確立するものです。ハビタットのセーフゲーディング方針枠組みは、セーフゲーディングに関連する方針、手順、資料を、アクセスしやすく使いやすい方法で整理したものである。この枠組みには、以下の方針および資料が含まれるが、これらに限定されるものではない：

1. 児童および成人のセーフゲーディング方針
2. 倫理規約（行動規範）
3. ハラスメント・いじめ・差別に関する方針
4. 内部告発に関する方針

## 方針の声明

児童であれ成人であれ、すべての人は尊厳と敬意を持って扱われる権利を持っています。私たちは、児童、ハビタットのパートナーである家族、プログラム参加者、私たちが接するコミュニティの人々、そして私たちの同僚やボランティアを保護するための組織的、集团的、そして個人的責任、すなわち私たちのセーフゲーディング上の義務を認識し、認めます。このセーフゲーディング方針は、「危害を加えないこと」と「男女平等」

の原則を強化するためのセーフガーディング枠組みの一環として策定されたものであり、ハビタット・ジャパンの代表者による無意識な、あるいは意図的な行動、行為、プログラミングが、児童や成人への虐待、差別、性的搾取、虐待、ハラスメント、SEAH、労働搾取につながるリスクを生み出し、それを防止し、抑止するためのリスクベースのアプローチの一環です。ハビタット・ジャパンは、いかなる権力の乱用に対しても、ゼロ・トレランス・アプローチを維持する。すべての懸念、疑い、または既知の権力濫用は、報告手順に従って報告されなければなりません。ハビタットの内部告発に関する方針は、たとえその申し立てが後に根拠のないものであったとしても、誠実に行動した報告者に対する報復を禁じています。

私たちは、ハビタット・ジャパンと児童、ハビタットとパートナーを組む家族、そして私たちが活動するコミュニティに住む成人たちとの間に、本質的に不平等な力関係が存在することを認めます。住宅の不平等、災害への対応、コミュニティにインパクトを与えるプロジェクトは、権力が乱用される可能性を高めます。したがって、ハビタット・ジャパンは、**18歳未満の者との性行為を、当該児童の居住国または接触が発生した国の法定同意年齢にかかわらず、固く禁じます。**児童の年齢の誤認は、抗弁の対象とはなりません。ハビタット・ジャパンはまた、いかなるプログラム参加者、プロジェクト受領者、またはコミュニティのメンバーとの性行為も禁止します。また、プロジェクト実施期間中、ハビタット・ジャパンのプロジェクトを通じて知り合ったスタッフおよびボランティア間の性行為や関係は、強く禁じられます。また、ボランティアは、地域住民との交際を制限する方針に従わなければなりません。

権力の乱用が報告された場合、私たちは不作為を許さないアプローチを維持します。つまり、報告は真摯に扱われ、トリアージされ、各ハビタット・ジャパンおよびハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル（以下、「HFHI」とする）の調査・懲戒手続きに従って調査されます。すべての法的措置は、影響を受けた人と協議の上、追求されます。被害者が児童である場合、児童および児童の親、法定後見人、または養育者と協議し、ハビタット・ジャパンは、児童の最善の利益を維持し、適用される地域法または国内法を遵守するために、必要な法的措置を追求します。

## 方針の範囲

本方針は、本部、地域事務所、支部、および関連団体を含む、ハビタット・フォー・ヒューマニティのすべての事業体に適用されます。さらに、米国外の法的に独立した全国組織および関連組織は、適用される現地の法律が認める範囲内で、本方針の規定を取り入れた独自の方針を採用し、本方針の趣旨がその団体の既存の方針でカバーされていることを確認する必要があります。ハビタット・ジャパンの代表者は、本方針を確認し、「個人確認書」に必要事項を記入の上、セーフガーディング担当者に提出してください。ハビタットの各支部および全国組織は、本方針またはその更新を受領または採択した時点で、本方針承認書に署名し、各組織の地域事務局セーフガーディング地域アドバイザーおよびガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC）担当者に提出しなければなりません。

ハビタット・ジャパンのすべての代表者は、本方針を読み、認識し、遵守することが求められます。ハビタット・ジャパンの代表者は、セーフガーディングが自らの役割と責任にどのように適用されるかを理解し、特定されたセーフガーディング上のリスクを軽減するために、本方針および付随する手続きに従って適切な措置を講じる責任があります。

尊厳と敬意を持って他者と接することは、勤務時間を超えて広がる価値観です。ハビタット・ジャパンの代表者は、ハビタットのパートナー、ハビタットとパートナーを組む家族、およびコミュニティの人々と接する際に、最高の倫理基準で行動することが求められます。この方針とその約束は、代表者の仕事と私生活の両方に適用されます。ハビタットの全代表者は、就業時間前、就業時間中、就業時間外を含め、**24時間365日**、倫理的な行動をとることが求められます。

## 実施

### セーフガーディング原則<sup>1</sup>

謙虚さ、勇気、説明責任というハビタットの価値観を実践することで、私たちは同僚、児童、ハビタットとパートナーを組む家族、コミュニティの人々、そしてパートナーにとっての安全を創造します。ハビタット・ジャパンの代表者は、健全な組織づくりに貢献し、予防可能な危害から関係者を守るにはどうすればよいかを考えてください。

1. 私たちは、事業活動やプロジェクト活動において、児童や成人が危害から保護される権利を促進し、擁護するために、児童や成人と**コミュニティ**で協力します。
2. 私たちは、児童にも成人にも**共感をもって**関わり、一人ひとりを尊重し、礼儀と尊厳をもって接します。
3. 私たちは、ハビタット・ジャパンと私たちが活動するコミュニティとの間に本質的に不平等な力関係があること、またこのような力関係の差が権力の乱用に対する特別な**脆弱性**を生み出していることを認識しています。ハビタットの代表者が、いかなる人に対しても、虐待的、嫌がらせ的、屈辱的、品位を傷つける、差別的、搾取的な行動をとることは容認できません。
4. 私たちは、私たち自身が持つ権力と、私たちに寄せられている信頼を認識しています。私たちは、<sup>2</sup> コミュニティの子供や成人に危害を加えるような権力や信頼の乱用には一切関与しません。
5. 私たちは、児童虐待、性的搾取・虐待・ハラスメント（SEAH）、差別、労働搾取を防止することを目的として、安全で健全な事業環境を実現するための**透明性**の高いシステムを構築することに努めています。
6. 私たちは、セーフガーディングの実践を継続的に進化させ、謙虚さと**誠実さ**を保ちながら同僚と関わり、セーフガーディング制度の強化に向けて学び、調整を行っていきます。

### 行動コミットメント<sup>3,4,5</sup>

1. 私たちは、性的搾取、虐待、ハラスメントを防止し、ハビタット・ジャパンの行動規範の実践を促進する安全で健全な職場環境の創造と維持に努めます。組織のあらゆるレベルの管理職は、健全な職場環境と文化を維持する制度を支援し、発展させる特別な責任を負っています。
2. 私たちは、性的搾取、虐待、ハラスメント（SEAH）行為は重大な違法行為であり、したがって雇用または契約解除の理由となることを認識しています。
3. 私たちは、現地における成人年齢や同意年齢にかかわらず、いかなる児童（18歳未満の者）との直接的または間接的な接触や**グルーミング**を含む性行為を禁止します。児童の年齢に関する誤った思い込みは、抗弁とはなりません。
4. 私たちは、金銭、雇用、商品、特別な配慮、またはサービスを、性交渉および、<sup>6</sup> 性的な好意またはその他の屈辱的、品位を傷つける、または搾取的な行為と交換することを禁止します。これには、ハビタットのパートナーである家族、プログラム参加者や受益者、その他のコミュニティメンバーに対する援助も含まれます。
5. 私たちは、ハビタット・ジャパンの代表者と、ハビタット・ジャパンのプログラムまたはプロジェクトから恩恵を受けるいかなる人々との間の性的関係をも禁止します。このような関係は、本質的に不平等な力関係に基づくものであり、ハビタット・ジャパンの慈善事業の信頼性と完全性を損なうものであるため、不適切であると認識しています。
6. 私たちは、ハビタット・ジャパンの代表者が、SEAHやその他の安全でないまたは有害な行為について懸念や疑いを持った場合、あるいは同僚がSEAHやその他の安全でないまたは有害な行為を行っていること

<sup>1</sup>原則1~6は、ハビタット・フォー・ヒューマニティの組織的価値観と、変革への**HOME**のコミットメントを反映したもので、コミュニティ、共感、脆弱性、信頼、透明性、高潔さを守るために適応されている。

<sup>2</sup>これには、ハビタットの代表者による不正行為や、より安全なプログラムによって危害につながるリスクを軽減できなかったことによる、性的、身体的、心理的、精神的、社会的、金銭的、または共同体的な危害が含まれる。

<sup>3</sup>詳細なセーフガーディング行動コミットメントについては、付録Cを参照のこと。

<sup>4</sup>コミットメント1~6は、IASCの「6つの基本原則」に明記され、ハビタット・フォー・ヒューマニティに適応された、性的搾取、虐待、ハラスメント（PSEAH）からの保護に取り組むものである。

<sup>5</sup>コミットメント7~10は、セーフガードの柱の重要性と、追加の行動禁止を反映している。

<sup>6</sup>セックスワークや売春が合法である場合であっても、オンラインまたは対面でのセックスの勧誘や支払いは、本方針の違反であり、調査および懲戒手続きを通じて対処されます。

を知った場合、同じ組織内であるか否かに関わらず、直ちに、または24時間以内に、ハビタット倫理・アカウンタビリティライン (HEAL)、あるいはハビタット・ジャパンの報告窓口（電話：03-6709-8780 / Email：safeguarding@habitatjp.org）を通じて、その認識や懸念を報告しなければならないという組織的な義務を維持します。他の利用可能な制度で報告されたすべての懸念は、HEALを通じても報告されます。

7. 私たちは、現代の奴隷制や、商業的性行為、児童の商業的性的搾取 (CSEC)、または強制労働を目的とした児童・成人を問わない人身売買を禁止します。
8. 電話、コンピュータ、電子メールアカウント、電子配信リスト、ハビタット・ジャパンの費用負担によるインターネット接続、またはVPNサービスを使用して、代表者がポルノやわいせつな内容、画像、動画、メッセージにアクセスしたり、所持したり、または流布することは一切認められません。露骨な言葉遣いやメッセージ、ジョークを含むテキストメッセージで個人またはグループに送信される不適切な内容は容認されません。
9. 私たちは、不祥事が立証された場合の個人の法的訴追が、被害者の希望に沿うものである場合、または被害者が児童である場合、児童の最善の利益にかなうものである場合には、積極的にこれを支援します。<sup>7</sup>
10. 私たちは、ハビタット・ジャパンの代表者が関与した不祥事や、安全でないプログラムによって被害を受けた人の相談に、トラウマに配慮した、人を中心としたアプローチで取り組みます。ケアの提供や紹介は、本人の希望に沿って行われます。私たちは、児童が自分の意見を表明する権利、そしてその意見が考慮され、児童のケアに関する決定に反映される権利があることを認識しています。<sup>8</sup>
11. 私たちはすべての報告に対応し、必要に応じて疑惑を調査して説明責任を果たし、不正行為が立証された場合には相応の懲戒処分を行います。

## セーフガーディングの柱

ハビタット・ジャパンは、児童、ハビタットとパートナーを組む家族、コミュニティの人々、そしてハビタット・ジャパンの代表者やボランティアにとって安全な運営とプログラムを確保することを約束します。すべての代表者は、一切の権力の乱用に関与することを禁じられています。この方針を推進するため、私たちのセーフガーディング手順には、この方針と私たちのコミットメントを実行可能なものにするための活動を記述しています。

- **ガバナンスと文化** ハビタットの運営やプロジェクト活動中に起こりうる危害から、児童、危険にさらされている成人、コミュニティの人々、そしてハビタット・ジャパンの代表者を守るために、私たちはセーフガーディング文化を育んでいきます。セーフガーディングの取組みと制度を継続的に学び、進化させながら、セーフガーディングの目標達成を支援する仕組みを整えます。私たちの事業運営において、セーフガーディングおよび、ベストプラクティス、アカウンタビリティ、リスクマネジメントにおける優先順位付けへのコミットメントを堅持します。<sup>9</sup>
- **予防**：セーフガーディング違反の可能性を低減するためのベストプラクティスを実施します。私たちは、セーフガーディングがすべての部門および職務に浸透し、プロジェクトのライフサイクル全体を通じて統合されていることを確実にします。
- **研修と意識向上**：ハビタット・ジャパンの代表者全員が、予見可能かつ予防可能なセーフガーディングリスクから児童、成人、地域住民を保護する責任を理解するために、必要なセーフガーディング研修を実施し、アクセスできるようにします。ハビタット・ジャパンの代表者は、健全なオフィス環境、運営環境、プログラム環境に貢献し、職場における危害から互いを守る義務を理解します。ハビタット・ジャパンの運営・活動中に発生しうる危害から保護される権利をコミュニティに浸透させるため、HFHI倫理規約を周知徹底します。
- **報告**：ハビタットは、すべてのハビタット・ジャパンの代表者に対し、懸念、疑念、または既知のセーフガーディング事案について報告する責任について教育することを約束します。私たちは、代表者が安全で、機密が守られ、利用しやすい報告経路を利用できるように確保し、また、ハビタットのパートナ

<sup>7</sup>国連児童の権利条約 (UNCRC) 第3条第1項。

<sup>8</sup>性的搾取と虐待の被害者に対する援助の提供に関する国連議定書』より引用。

<sup>9</sup>セーフガーディングは、内部監査も含め、すべての業務においてリスクベースのアプローチの一部となる。

一である家族、子供、危険な状況にある成人、コミュニティの人々が、望ましい報告方法を通じて懸念を共有するよう奨励します。

- **対応**：私たちは、セーフゲーディングに関する申し立てが報告された場合、迅速かつ慎重に対応します。私たちは、不適切な行為や安全でないプログラム環境により影響を受けた、または被害を受けた全ての児童および成人のケアとニーズを優先し、協議に基づく意思決定を通じて被害者の希望を考慮します。トラウマに配慮した手法を全ての調査および案件管理に適用し、懲戒処分は、立証された申し立てに対して一貫性があり、かつ相応のものとし、私たちは、全ての情報を機密事項として扱い、確立された法律、規制、または寄付者の義務により要求された場合のみ情報を共有します。

## ガバナンス

ハビタット・ジャパンの理事会は、セーフゲーディング方針の採択と実施を確実にするための監督を行います。常務理事は、セーフゲーディングのための優先順位を決定し、本方針および付随する手順について組織全体に周知する責任を負い、また、事務局のセーフゲーディング担当者は、本方針の実施と管理に責任を負います。安全・セキュリティおよびセーフゲーディング担当のグローバル・シニア・ディレクターは、セーフゲーディング戦略の策定に責任を負い、その実施、<sup>10</sup> モニタリングおよび評価活動を、グローバル・セーフゲーディング・ディレクターおよび地域のセーフゲーディング・アドバイザーに委任することができます。

## 役割と責任

- **HFHI のグローバル・シニア・ディレクター**：セーフゲーディング戦略、方針と手順の必要な変更、主要業績評価指標（KPI）の進捗状況をシニア・リーダーシップ・チームに周知させる責任を負います。居住の機会・ミッションへの取組み（HOME）、モニタリング・評価・説明責任・学習（MEAL）、法務、ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC） チームと連携し、セーフゲーディングの全体的かつ主流的なアプローチを確保します。
- **HFHI のグローバル・セーフゲーディング・ディレクター**：方針と手順の日々の実施と監視、および KPI に反映されるグローバル・セーフゲーディング目標の策定に責任を負います。
- **HFHI の地域セーフゲーディング・アドバイザー**：各地域における方針や手順の定着を支援する役割を担います。必要に応じて、実施チームがセーフゲーディングを統合するために必要な知識、ツール、資料を得られるよう、技術的な支援を行います。地域や国ごとの KPI は、グローバルな目標を反映したものであり、地域のセーフゲーディング・アドバイザーが、グローバルのセーフゲーディング・ディレクターと連携して特定します。
- **HFHI のガバナンス、リスク管理およびコンプライアンス（GRC）**：グローバル・セーフゲーディング・ディレクターおよび各セーフゲーディング・アドバイザーと連携して、セーフゲーディングリスク管理に関する指針を提供し、報告された懸念事項やその後の調査を管理する責任を負います。
- **ハビタット・ジャパンのセーフゲーディング・フォーカルポイント**：この役割は、国、関連団体、プログラムレベルのいずれにおいても、セーフゲーディングの定着化を調整し、推進する責任を負います。フォーカルポイントの主な責任には、研修の実施、代表者やコミュニティメンバーが報告手段を利用できるようにすることなどが含まれます。
- **ハビタット・ジャパンの人事部**：この部門は、候補者の雇用とオンボーディング、必須研修の修了状況の追跡、人事／懲戒記録の管理、およびセーフゲーディング違反が発生した場合の人事措置の適用を担当します。
- **ハビタット・ジャパンのマネージャー**：プロジェクトチームがセーフゲーディング手順を徹底し、実施することを確実にする責任を担います。各マネージャーは、プロジェクトチームがセーフゲーディングリスク評価を完了し、プロジェクトのライフサイクルを通じて評価される緩和策とモニタリング計画を策定するようにします。マネージャーは、セーフゲーディングの事案を告げられたり、知ったり、目撃したりした場合、安全でないプログラムに関する懸念も含め、その申し立てが HEAL に報告されるようにしなければなりません。

<sup>10</sup>各保護措置の実施は、それぞれの役割と状況において、すべての指導者と HFHI の各代表者の責任となる。この文言は、ガバナンスレベルでの責任を明確にするためのものである。

- **すべてのハビタット・ジャパンの代表者**：ハビタットのセーフガーディングの価値観と原則は、すべての代表者が理解し遵守すべき行動を成文化したものです。すべての代表者は、セーフガーディングの不正行為の可能性を認識し、その兆候に注意することが期待されており、本方針に記載されている通り、懸念や疑念、既知のセーフガーディング違反を報告し、その後の調査に協力する義務があります。

## セーフガーディングの柱<sup>11</sup>

### ガバナンスと文化

#### 基準1：セーフガーディング文化の醸成

- **方針の見直し**：私たちのセーフガーディング方針とその手続きは、最低4年ごとに見直され、該当するセクターの要件に適合し、それらを満たすよう進化させます。
- **年次レビューと検証 (ARV)**：<sup>12</sup> セーフガーディングに関する説明責任を果たす文化を支援するため、ハビタット・ジャパンはセーフガーディング方針とその手順を遵守していることを確認するARVを実施します。ARVは、本方針に概説されている基準を用いて、年次セーフガーディング計画に反映させ、特定されたギャップは、基準の要件を満たすための役割、責任、およびスケジュールが割り当てられた年次セーフガーディング計画に文書化されます。
- **理事会の指定**：**HFHI**は、セーフガーディングが優先され、あらゆるレベルの活動に統合されるような体制を構築しました。HFHIの理事会およびハビタット・ジャパンは、理事会およびハビタット・ジャパン内の擁護者として活動することで、児童および成人のセーフガーディングが可視化され、優先されるよう、理事会のセーフガーディング担当者を指名します。担当者は、ハビタット・ジャパン内のセーフガーディングの状況について定期的に最新情報を受け取り、セーフガーディングの改善、管理、およびプロセスを監督し、理事会が意思決定プロセスにおいてセーフガーディングを考慮するよう徹底します。
- **セーフガーディング戦略と人事**：戦略を推進し、日々のセーフガーディング対策を確実に実施するために、安全保障・保障担当のグローバル・シニア・ディレクターは、グローバル・セーフガーディング・ディレクター、地域アドバイザー、プログラムまたは地区ごとのフォーカルポイントの支援を受けながら、他の機能・部門と協力して、セーフガーディングの役割と責任を果たします。
- **リーダーシップの責任**：シニア・リーダーシップ・チームは、定期的に開催されるすべての会議において、セーフガーディングに関する議題が繰り返し取り上げられ、セーフガーディングに関する議論や決定が議事録に反映されるようにします。
- **コミュニケーションと資金調達のガイドライン**：私たちは、組織内外のコミュニケーションや資金調達において、画像、ビデオ、ストーリーを使用した結果生じる可能性のある危害の防止に努めています。写真や動画、ストーリーの使用、特に児童やリスクの高い成人に関するものを個人のソーシャルメディアアカウントで使用することは極力控えるべきです。特に、児童、成人、コミュニティの人々を尊厳と敬意、柔軟性を持って扱う倫理的責任を理解しています。私たちは、否定的なステレオタイプを強化するような画像やストーリーを容認しません。すべての画像や動画、ストーリーは、私たちのセーフガーディング手順に定められたコミュニケーションと資金調達のガイドラインに従います。

#### 基準2：説明責任の確立

- **人事**：すべてのハビタット・ジャパンの代表者は、本方針を受け取り、承認します。この承認の記録は人事部によって保管され、年次業績評価プロセスを通じて、全代表者がセーフガーディングに対する責任を理解し、果たすことを確認します。
- **予算**：ハビタット・ジャパンは、セーフガーディング要員および関連活動のための運営費およびリソース費を負担します。

<sup>11</sup>セーフガーディング手順は、セーフガーディングの柱を実行可能なものにするための指針を提供する。

<sup>12</sup>年次安全・セキュリティ評価に沿ったもの。

- **主要業績評価指標（KPI）**：KPIを評価するための指標は、セーフガーディングへの関与と知識の文化を支え、意思決定を支援するために極めて重要です。KPIは時間をかけて評価され、私たちのセーフガーディング文化と実践とともに進化していきます。
- **理事会の関与**：理事会は、組織としてのセーフガーディングの優先順位付けを推進する上で重要な役割を果たします。定期的にセーフガーディングの状況を確認し、必要に応じて改善勧告を行います。

### 基準3：リスク管理

セーフガーディングは私たちのリスク管理の枠組みに不可欠であり、セーフガーディング違反に対する私たちのリスク許容度は非常に小さいものです。この枠組みは、「事業リスク登録（ERR）」と「プログラムレベルのセーフガーディングリスク評価（SRA）」によって支えられています。私たちのERRは、一般的なセーフガーディングリスクを特定し、リスク管理のための組織能力を評価し、私たちの業務やプロジェクトに支障をきたしたり、児童や成人、コミュニティメンバー、ハビタットの代表者などに深刻な被害をもたらす可能性のあるセーフガーディング違反を防ぐための緩和策を実施することを目的としたトップダウンのアプローチです。SRAは、ハビタットがコミュニティと関わる中で、児童虐待、性的搾取、虐待、ハラスメント、差別、労働搾取の可能性を低減できるよう、ハビタットのセーフガーディングを特定のプロジェクトに適用するものです。リスクベースのアプローチを通じて、私たちはこれらのリスクマネジメントの実践をハビタット・ジャパンのあらゆるレベルに組み込み、これらの実践が一貫して適用、監視、評価されるようにしています。ハビタットは、リスク評価に積極的に取り組むことが必要であることを認識し、プロジェクトのライフサイクル全体を通じて、リスクベースの視点を適用し、関連するリスクに応じてセーフガーディング活動を設計、実施、測定、調整することができるよう、代表者を支援します。

私たちの信念であるリスク管理による予防は、ハビタット・ジャパンのスタッフやボランティアだけでなく、パートナーやハビタットのために働く人々にも適用されます。私たちは、リスク管理義務が請負業者、ベンダー、サプライヤー、および現場でプロジェクトに従事するパートナー企業に明確に伝達されるよう徹底し、可能かつ実質的な限り、セーフガーディングリスクの回避と軽減計画を共有します。

## 予防

### 基準4：安全な採用

安全な採用慣行が日常的に適用され、すべての候補者が児童や脆弱な状況下で暮らすリスクを抱えた成人と働くのに適しており、安全で健全な職場文化に貢献することで私たちの価値観を体現できることを保証します。より安全な採用へのコミットメントには以下が含まれます：

- 文脈化された職務記述書。
- 求人広告の中で、セーフガーディングに関するコミットメントを告知すること。
- 多様性と男女比のバランスが取れたチームを構成し、平等と安全を推進し、支援対象の社会を反映する。
- セーフガーディングがプロセスの中心かつ一貫した部分を占める面接の実施。
- セーフガーディングに対する態度や行動、コミットメントを評価するための徹底したリファレンス・チェックの質問。
- 法律で許可されている場合は、身元調査または自己申告。

私たちの「セーフガーディング手順」および「安全な採用雇用ツールキット」は、人事部および採用管理者向けの指針となります。

### 基準5：より安全なプログラム

より安全なプログラムの実践は、プロジェクトのライフサイクルを通じてリスクを特定し、セーフガーディング違反を防止するというハビタット・ジャパンのコミットメントを反映したものです。すべてのプロジェクトとプログラムの提案には、児童と成人のセーフガーディングに関する配慮が含まれ、横断的かつ文脈に応じたセーフガーディング活動を支援するためのリソースが付随しています。プログラムの設計中、私たちのチームは、必要に応じて地域のセーフガーディング・アドバイザーや指定されたセーフガーディング・フォーカル・ポイントと協力して、リスク評価、緩和策、モニタリング計画が策定されていることを確認し、開始時に強固

で全体的なセーフガーディング評価を行います。さらに、すべてのプロジェクト設計には、義務を果たし、コンプライアンス基準を満たすためのドナー特有の要件が含まれます。より安全なプログラム・ガイダンス・ノートに加え、私たちのより安全なプログラム・アプローチを支援する文書や資料には、以下のものがあります：

- プロジェクト提案
- プロジェクト・デザイン
- 予算編成
- プロジェクトのリスク評価
- DEI 分析
- ジェンダー分析
- セーフガーディング作業計画（プロジェクト用）
- より安全な番組チェックリスト

### 基準 6：安全なパートナーシップ

ハビタットは、現場でプロジェクトに従事するパートナーが、その関与の性質と範囲についてデューデリジェンス評価を受け、最低限のセーフガーディング基準を遵守していること、および／または、能力強化の必要な分野を特定することを確実にするために、必要な措置を講じます。パートナーとの契約には、ハビタット・ジャパンの「児童・成人セーフガーディング方針」またはパートナー自身の方針のうち、脆弱な状況にある児童・成人をより強く保護するほうに従ってプロジェクトを実施するために必要な行動と責任を概説するセーフガーディング条項が含まれます。パートナーは、プロジェクトにおいてリスクベースのアプローチを取る責任があり、ハビタット・ジャパンは、プロジェクトのライフサイクルにおいて発生する可能性のあるリスクを特定し、軽減し、監視するためにパートナーと協力します。

すべてのパートナーは、予防、認識、報告、対応義務に重点を置いたセーフガーディングに関する代表者の研修を行うことに同意します。パートナーは、ハビタット・ジャパンに対し、必要な場合、キャパシティビルディングの支援を要請することができます。パートナーは、ハビタット・ジャパンの報告システムを採用するか、または独自の報告手段を開発することに同意します。選択された報告方法に関わらず、パートナーはハビタット・ジャパンが資金提供する活動に影響するすべての報告された懸念事項を 48 時間以内または 2 営業日以内に共有しなければなりません。さらに、パートナーは、ハビタット・ジャパンが資金を提供する活動に関するすべての完了した調査の結果を、結論から 5 営業日以内に開示します。パートナーの報告書には、不正行為に対処し、再発の可能性を低減するために取られた人事上または組織上の措置とともに、調査結果を含めなければなりません。

パートナーは、報告された懸念事項に迅速かつ慎重に対応するために必要な措置を講じることに同意しなければなりません。また、支援のためのケアとサービスを確実に提供し、必要に応じて調査を実施し、是正措置としての人事措置を講じ、立証されたすべての申し立てに対する管理者の対応を文書化する、といった周知の基準を適用しなければなりません。

### 基準 7：ボランティア管理

ボランティアは、安全で健全なプロジェクト環境に貢献することが期待されています。児童、青少年、成人にかかわらず、すべてのボランティアは、ボランティア行動規範に記載されている通り、危害をもたらしかねないリスク、または実際に危害をもたらす行動に関与することを禁じられています。すべてのハビタットボランティアは、ボランティア活動を通じて、児童や成人の権利を尊重し、彼らを危害から守ることが期待されています。本方針に記載されているセーフガーディング原則と行動規範は、あらゆる年齢、経歴、能力のボランティアに適用されます。

ハビタット・ジャパンは、ボランティアが居住する国の指針および／または法的要件に基づいて、ボランティアとしての参加資格を審査します。審査後、ボランティアは状況に応じたセーフガーディング研修を修了し、ボランティアが参加するすべてのプロジェクト、特に児童が参加するプロジェクトにおいて、適切な監督計画を策定します。

私たちは、児童および青少年の参加が重要であると考えています。このため、私たちは児童参加に関する指針を作成し、就業中および就業時間外の活動中の児童の安全と幸福を確保するための積極的な監督基準、比率要件、児童労働制限を定めています。

### 基準 8：コミュニティの関与と児童の参加

コミュニティの参画は、コミュニティとのパートナーシップを奨励し、プロジェクトが児童や成人に焦点を当てた、コミュニティ主導のものとなるよう、児童の参加を求めるセーフガーディング文化を創造する上で重要な要素である。ハビタット・ジャパンは、コミュニティ、特に脆弱な状況にある児童と成人が、児童虐待、差別、SEAH、労働搾取、その他の形態の危害から保護される権利を理解し、行使できるようにする。ハビタット・ジャパンは、コミュニティと有意義かつ持続可能な形で連携するために、他の機能と戦略的に協働する。既存の脆弱性やリスクを特定するため、コミュニティ評価を実施し、児童、女性、LGBTQI+、障がい者、民族・人種・宗教・文化的マイノリティ、高齢者などの主要なステークホルダーと面談し、現地の状況を理解する。

私たちは、私たちが支援する人々、そして私たちが活動するコミュニティの力と能力を認識しています。私たちは、地域住民の生活に影響を与える一連の決定において、彼らの提案やフィードバックを取り入れ、私たちの力を共有するために、個人的および集団的な声に耳を傾けることを約束します。モニタリングと評価の手順を通して、私たちは児童や成人からセーフガーディングに関するフィードバックを求め、定期的にグループ・ディスカッションを行い、児童や成人の権利に関する認知度を高めていきます。

## 研修と意識向上

### 基準 9：研修と管理責任

- **必須研修**：ハビタット・ジャパンの全スタッフ、ボランティア、役員は、着任後 90 日以内かつ、児童、ハビタットと提携する家族、地域住民と接触する前に、着任研修の一環として、セーフガーディング基礎研修を受けることが義務付けられています。同研修を修了していない代表者は、研修の修了が確認されるまでコミュニティで活動することができません。セーフガーディング基礎研修は、代表者が、児童または成人のセーフガーディング違反の懸念、疑い、既知の事例を予防、認識、発見、報告、対応できるようにするためのものです。
- **状況に応じた研修**：災害や緊急事態への対応を含むプロジェクトチームは、義務的な研修に加えて、状況に応じた研修に参加することが求められる場合があります。
- **再研修**：一般職員と主要なボランティアに対しては、2 年ごとに再研修が義務付けられています。プロジェクトチームは、プロジェクトのリスクやドナーの要件に応じ、より頻繁に補足的な、あるいは文脈に応じたセーフガーディング研修を受けることが求められる場合があります。
- **マネージャー**：セーフガーディング環境の構築と維持という責任の一環として、マネージャーはチームメンバーがすべての必要なトレーニングを完了することを確実にすることが求められます。また、マネージャーは、プロジェクトのライフサイクルの中で、チームメンバーが負うセーフガーディング特有の責任についても、伝えなければなりません。
- **実施パートナー、請負業者、サプライヤー**：実施パートナー、請負業者、サプライヤーのための研修に関する情報は、[基準 6](#) をご覧ください。
- **訪問者** ハビタット・ジャパンを訪問するすべての訪問者とスタッフは、プロジェクトサイトを訪問する前に、口頭でセーフガーディングに関する説明を受けます。可能な限り、また現地の慣習に従って、訪問者は行動規範および／またはセーフガーディング方針に署名します。

### 基準 10：意識の向上

- **啓発資料**：ハビタットの全オフィスおよび作業現場に、「危害を加えない」原則に関するメッセージと、セーフガーディング申し立ての報告方法に関する情報を記載した標識またはポスターを掲示します。このようなメッセージには、児童虐待、SEAH、労働搾取、その他の人権侵害に対する「ゼロ・トレランス」、コミュニティメンバーがそのような危害から保護される権利、性行為や搾取的な労働と引き換えに

サービスや資源を交換することを禁止するハビタットの規定（例：スウェット・エクイティと強制労働の区別）を含めることができます。

- **情報の入手**：セーフガーディングに関する情報と方針は、現地の言語で提供されます。これらの資料は、児童にやさしく、さまざまな認知能力や発達能力にわたって理解できるものとします。啓発資料で使用される言葉や概念は、現地の状況に適合したものとし、コミュニティは、ハビタットのコミュニティでの活動に関連するセーフガーディングのリスクやプロジェクトの利益に関する情報にアクセスできるものとします。

## 報告

### 基準 11：報告の手順と仕組み

私たちは、本方針および付随する手続きに示された活動を通じて、危害の防止に努めます。また、私たちは、セーフガーディングに関わる事案の発生や再発を防止するために、ハビタットの代表者は、団体内外を問わず、児童、危険にさらされている成人、コミュニティの人々、そして私たちの同僚に対する危害を防ぐべく、可能な限り早期に懸念を発見し、報告する責任があると考えます。ハビタットの全オフィスは、セーフガーディングに関する懸念の管理について、明確な管理手順と手続きを実施することが期待されています。

- **報告責任**：ハビタットの全代表者、特にマネージャーは、本方針またはその手順に違反する可能性のある行為または安全でないプログラム活動を報告する責任があります。
- **内部告発に関する方針**：ハビタット・ジャパンまたは HFHI の内部告発に関する方針は、報復を明確に禁止し、善意に基づく報告に関わる代表者を、他のハビタット代表者による報復または報復の脅威から保護します。報復行為を行った者は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。（注：意図的に虚偽の申し立てを提出することは不正行為であり、ハビタット・ジャパンの方針に従って処理されます）。
- **報告義務違反**：私たちは、安全で健康的な職場環境とプロジェクト環境を作り出すという私たちの共通の義務を認めます。セーフガーディングに関する懸念、疑い、または既知の事件を適時に報告しなかった場合、雇用または契約の解除を含む懲戒処分の対象となります。報告を怠ることは、本方針の重大な違反であり、適切かつタイムリーな介入なしに、危害の疑いのある児童、リスクに晒された成人、コミュニティのメンバー、または同僚をさらなる危害に対して無防備にします。
- **不正行為または安全でないプログラムの報告**：ハビタット・ジャパンの代表者は、セーフガーディングに関する苦情を受けた場合、またはセーフガーディングに関する不正行為（ハビタット・ジャパンの代表者、または現地で活動する他の組織の代表者のいずれによるものであるかを問わない）を知っている、もしくはその合理的な疑いがある場合、あるいは安全でない番組制作のリスクを知っている場合は、以下の手順に従わなければなりません：
- **報告方法**：直接の上司に、懸念、疑い、事件、または苦情を伝えます。直属の上司が不正行為に関与しているか、または不正行為に関連して利益相反があると信じるに足る理由がある場合、報告者は以下に報告することができます：
  - 直属ラインの上位の上司、または
  - グローバルまたはエリアオフィスのセーフガーディング担当者、現地セーフガーディング担当者、人事担当者、ガバナンス・リスク・コンプライアンス部、HFHI 内部監査部、または
  - ハビタット倫理・アカウントビリティ・ライン、または **HEAL**。
  - ハビタット・ジャパンのセーフガーディング担当者または担当理事、あるいは報告窓口（電話：03-6709-8780 / Email：[safeguarding@habitatjp.org](mailto:safeguarding@habitatjp.org)）

セーフガーディング・アドバイザー、オフィサー、フォーカルポイント、マネージャー、スーパーバイザー、人事担当者、GRC または内部監査のメンバーに報告されたすべての懸念や申し立ては、通知から 24 時間以内に HEAL に入力されなければなりません。

- **守秘義務と匿名性**：懸念事項は匿名または記名で報告します。代表者は、匿名で、つまり身元を明かさずに懸念を報告することができます。匿名で報告された場合、ハビタット・ジャパンは情報源を特定したり、帰属させたりする手段を持ちません。報告者が匿名を希望するか、または身元を明らかにするかに関わらず、すべての報告は機密扱いとなります。

- **タイミング**：ハビタット・ジャパンの全代表者は、セーフガーディングに関する懸念が判明次第、速やかに報告することが求められますが、いずれの場合も 24 時間以内または 1 営業日以内になされるものとします。
- **現地報告体制**<sup>13</sup>：ハビタット・ジャパンは、すべての児童、成人、地域住民、および HFHI の代表者がアクセスできる、機能的で機密性の高い、プロジェクト固有の現地報告体制が整っていることを確認します。
- **報告の管理**：安全でないプログラムやセーフガーディングに関する不正行為の疑いについて報告されたすべての懸念は、HEAL を通じて管理されます。HFHI およびハビタット・ジャパン内の GRC が、被害を食い止め、差し迫った安全上の問題に対処し、緊急性の高いケアや支援を提供できるよう、懸念事項、疑い、既知の事件はすべて適時に報告することが重要です。HEAL は、HFHI のネットワーク内のあらゆるハビタット関係者による、またはハビタット関係者に対する重大な不正行為の申し立てのための、HFHI の秘密厳守の匿名通報ホットラインであり、集中追跡記録です。
- **報告者の責任**：セーフガーディングは繊細なものであるため、懸念事項を報告する者（以下「報告者」）は、自ら調査を始めたり、調査的な活動をしてはなりません。報告者は、共有された情報、または直接聞いたり目撃した出来事を報告する責任がありますが、証拠を集めたり、不正行為や安全でないプログラム活動の影響を受けた児童、成人、スタッフに質問したりしてはなりません。さらに、報告者は、潜在的な目撃者や不正行為に関与したとされる人物に情報を伝えたり、質問したりしてはなりません。
- **コミュニティへのフィードバック**：ハビタット・ジャパンは、安全かつ实际的であればいつでも、報告されたセーフガーディング事案についてコミュニティにフィードバックを提供し、各懸念事項の管理における透明性と説明責任を確保します。守秘義務があるため、影響を受けた児童の同意も含め、十分な説明を受けた上での同意がない限り、特定の情報を共有することはできません。地域のセーフガーディング・アドバイザーまたは指名された者は、MEAL チームと協力して、コミュニティからのフィードバックと報告の仕組み（CFRM）の一部として、フィードバック・ループを設計します。
- **当局、ドナーまたは一般市民への外部報告**：契約上、法律上、またはその他の寄付者の義務により、ハビタット・ジャパンおよび/または HFHI が、ドナー、規制当局、またはその他の管理機関など、外部の関係者に対して、セーフガーディングの不正行為の疑い、または確認された行為を開示することが要求される、または適切である状況があります。このような状況下で、外部に報告するかどうか、また、何を、誰に報告するかに関連する決定は、以下を指針とします：
  - 事件が発生したとされる国の司法権または法的要件。
  - ハビタット・ジャパンおよび/または HFHI の外部当事者との契約上のコミットメントに定義されている要件（例：助成金契約に基づく報告要件など）。
  - 英国のチャリティ委員会およびその他の同等の組織が要求しているような、チャリティ監視団または関連法域のその他の管理機関によって確立されている、**重大事案の報告義務に関する要件**。

HFHI（および/またはハビタット・ジャパン）は、（ドナー、規制当局に対する）透明性と（影響を受ける当事者の保護のための）機密性という並行する理念に導かれ、自主的に保護違反の疑惑および/または調査に関する情報を共有することがあります。

ハビタット・ジャパンおよび/または HFHI は、明確な契約上または法律上の要件が存在しない場合でも、開示が公共の利益にかなうと判断した場合には、特定の問題をドナーまたは管理機関に報告することがあります。

ハビタット・ジャパンおよび HFHI は、適切な監視を促進するために、HFHI およびハビタット・ジャパンの理事会に対し、セーフガーディング申し立てと調査に関する定期的な最新情報を提供する。

<sup>13</sup> これらの報告プロトコルは、ハビタット・フォー・ヒューマニティの各組織が、児童、成人、地域住民、その他外部のステークホルダーから直接このような懸念を受け取るために実施しなければならない、地域報告コミュニティベースのフィードバックの仕組み（地域専用の苦情メール・アドレス、地域ホットライン、コミュニティの提案・苦情箱など）に取って代わるものではなく、それを補完するものである。コミュニティに根ざしたフィードバック・メカニズムを通じて提起されたすべての保護に関する苦情は、48 時間以内に「ハビタット倫理・アカウントビリティ・ライン（HEAL）」に追加されなければならない。

## 応答

### 基準 12：報告された懸念への対応

HFHI は、すべてのセーフガーディングの調査を適切な注意と専門的な配慮をもって行い、ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC）部門内に独立した調査ユニットを設置しています。GRC 部門は、性的搾取、虐待、ハラスメントを含むセーフガーディングの調査に特化した訓練を受けた経験豊かな調査員で構成されています。さらに、GRC の調査担当者は、第三者の法律専門家および調査専門家と提携し、セーフガーディング調査を支援することもあります。適切なセーフガーディング調査を行う際に期待されるプロセスの詳細は、セーフガーディング手続きおよび調査ハンドブックに記載されています。<sup>14</sup>

- **調査手順と法的マッピング：**HFHI の調査手順には、最も適切な慣行と確立された手順が含まれており、セーフガーディング申し立てに対する適正な手続きと一貫した管理を保証します。申し立てがあった場合、HFHI が最善の対応策を計画し、ハビタット・ジャパンとの調整を含む対応を行うことができるように、告書は審査され、優先順位付けが行われ、必要な情報がすべて報告されていることを確認します。対応の一環として、私たちは、さらなる被害をもたらす可能性のある保護リスク（例えば、現地当局に報告することで、被害を受けた児童または成人への危害が増大する場合など）を特定しながら、現地または国の法律を遵守するための法的マッピング作業を実施します。
- **トラウマに配慮した実践：**私たちは、不正行為の疑いによって被害を受けた児童や成人の権利と希望が優先され、支援されるよう、彼らと協議することにより、トラウマに配慮した実践に取り組みます。
- **事後ケアおよび被害者ケア：**不正行為の影響を受けた児童や成人（「被害者」、「影響を受けた児童／成人」）には、被害からの回復を支援するために、差し迫った、そして長期的なケアを受ける権利があります。ハビタットのセーフガーディング被害者支援の枠組みは、HFHI のネットワーク下で活動するすべての組織（ハビタット・ジャパンを含む）が、セーフガーディング違反の影響を受けた児童・成人に適切な支援を提供するために期待されることを遵守するための指針を示すことを目的としています。ハビタット・ジャパンは、HFHI の支援を受けて、被害を受けた児童または成人と協議し、安全およびリスク評価を実施します。この評価により、ケアの提供および／または調査活動に関連する短期的、中期的、長期的なケアの必要性とリスクが明らかになります。ハビタット・ジャパンは、紹介可能な地域の支援機関についての一覧を維持します。
- **コミュニケーション：**私たちは、不正行為の疑いを受けた児童または成人と、調査期間中および調査終了後に連絡を取り合うことを約束します。
- **調査：**ハビタット・ジャパンおよび／または HFHI は、すべての信憑性のあるセーフガーディングに関する懸念を調査し、証拠を収集し、目撃者とのインタビューを実施し、証拠の重みに基づき、「確率のバランス」または「証拠の優越性」（例えば、発生しなかった可能性よりも発生した可能性が高い）を適用して結論を下します。
- **理事者の対応：**最終調査報告書は、必要な理事者の対応、行動計画、および／または教訓の適用について情報を提供するのに役立ちます。

## 報復

私たちは、法的に保護された活動を行った代表者に対する報復を容認しません。保護される活動には、セーフガーディング申し立ての誠実な報告、セーフガーディング調査への参加、不正行為が発生したとされる現地の法律、法規制によって違法とされる行為に合理的に反対することなどが含まれます。

報復行為を行った者は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

報復にはさまざまな形があります。報復が発生したことを示す*可能性のある*不利な行動には、以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません：

- 降格、配置転換、転勤
- 契約終了
- 給与または手当の減額

<sup>14</sup>MyHabitat のインターナショナル・ナレッジ・センターで入手可能。

- 排除や機会の逸失
- 休暇、昇進、昇給の拒否
- 不当な否定的業績評価
- ハラスメント
- 脅迫
- その他、身体的、心理的、社会的、精神的、経済的な被害

報復を経験した、または経験したと思われる代表者は、直ちに報告してください。

## 守秘義務

私たちは、セーフガーディング事例の管理プロセスを通じて、**守秘義務**の原則を遵守します。可能な限り、個人情報「知る必要がある」人へのみ、その必要性和用途を分析した上で共有されます。知る必要のある人とは、ハビタット・ジャパンおよび HFHI の指導者、GRC/セーフガーディングの調査担当者、弁護士、法執行機関、裁判所、規制当局、および/またはドナーなどの外部の関係者です。

私たちは、情報の機密性を守り、管理することを信条としています：

- 情報が倫理的または責任ある方法で共有されない場合に生じうる危害を防止します。
- 情報の悪用を防ぎます。
- 関係者とハビタット・ジャパンの社会的評価を守ります。
- 信頼を築くことで報告を促します。

このような理由から、私たちは、安全上必要な場合、また現地の法律に従って可能な限り、すべての証人（例えば、告発者、報告者、被告発者、一般証人など）の身元を保護します。ハビタット・ジャパンまたは HFHI が共有する必要がある情報は、外部関係者または当局に公開する前に、法務チームおよび GRC チームで検討されます。機密情報の開示が必要な場合は、その情報がどのように共有されるかについて、すべての証人に通知します。

## インフォームド・コンセントと同意

私たちは、インフォームド・コンセントと児童の承諾が、児童および成人の権利を促進し、歴史的に疎外され権利を剥奪されてきたコミュニティがこれまで受けてきた抑圧的かつ搾取的な慣行を撤廃するために極めて重要であると信じています。児童や成人の関与にあたり、私たちは、彼らが参加することのリスクとメリット、および彼らの機密データや個人識別情報（PII）の利用について理解していることを確実にすることに努めています。

私たちは、すべての児童や成人に対して、いかなる活動に対しても同意や承諾を強要したり、要求したり、急かしたり、操作したりすることは決してありません。承諾や同意を求めている活動（例えば、コミュニケーションや募金活動のための写真撮影など）が、提供されるサービスや利益を受けるために必須ではない場合、児童または成人の拒否を理由に、支援、プログラム、またはリソースへのアクセスを差し控えたり拒否したりすることはありません。

児童および成人は、いつでもインフォームド・コンセントまたは承諾を取り消すことができます。写真、動画、またはストーリーの同意または承諾が取り消された場合、ハビタット・ジャパンは、そのような素材がすべて回収されるよう合理的な努力を払います。児童および/または成人は、インフォームド・コンセントおよび承諾が与えられた時点で、資料の撤回に伴う制限（例えば、画像、またはストーリーはアーカイブ化されているが、検索可能なニュース記事、コマーシャルまたはマーケティング資料が一般に公開されている場合）について知らされます。

## 改訂履歴

日付	説明
2025年7月1日	制定
[方針の改訂日]	[改訂の概要]

## 付録 A：定義

**権力の乱用**：権力、信頼、影響力のある立場を利用して、他人に不利益を与えたり、不注意または故意に他人に危害を加えたりすること。

**成人**：18歳以上（ほとんどの国で）。

**影響を受けた人**：“申立人”、“生存者”、“被害者”と呼ばれることもある。影響を受けた人とは、申し立てられた不正行為や被害を経験した人のことである。

**同意（児童）**：児童の同意とは、児童の参加および／または機密データもしくは個人情報の使用について、児童に相談するプロセスを指します。児童がプロジェクトに参加する場合、またはハビタット・フォー・ヒューマニティが機密データや個人情報を使用する場合に同意が必要な場合、児童の同意は、親、法的保護者、または責任ある世話人によるインフォームド・コンセントと同時に得る必要があります。

**リスクのある成人**：身体的、精神的、または生活上の状況により、特別な脆弱性（身体的または精神的障害など）を持つ18歳以上の人、または、食料、住居、安全、水などの基本的資源へのアクセスが制限されているため、権力乱用のリスクが高まる脆弱な状況で生活する成人。

**児童の最善の利益**：どのようなサービス、行動、命令が最も児童のためになるのか、誰が児童の世話をするのが最も適しているのかを決定すること。

**いじめ**：意図的かつ反復的に行われ、他人を傷つける攻撃的な行為。いじめには、うわさの流布、脅迫、身体的または言葉による暴行、ある人をグループから排除するなどの陰湿な行為、あるいは目に見えない形で起こるその他のしぐさや行動など、さまざまな形態がある。

**カジュアルビジター**：短期または1回限りの訪問者。ハビタットの代表者以外の訪問者（寄付者、ハビタットの著名人大使、ゲストなど）で、ハビタット主催またはハビタット出資のプロジェクト現場を訪問したり、活動に参加するために招かれる。

**児童**：現地の法定成年年齢や同意年齢にかかわらず、18歳未満の者。

**児童虐待**：身体的、精神的、性的虐待、ネグレクト、搾取など、個人または施設による、児童の健康、福祉、生存、発達、尊厳に対する実際または潜在的な危害をもたらすあらゆる形態の虐待。これには、児童の死亡または身体的もしくは精神的な深刻な危害をもたらす行為または不作為、あるいは児童に深刻な危害が差し迫る危険をもたらす行為または不作為が含まれるが、これらに限定されない。

**児童労働**：児童の幼年期、可能性、尊厳を奪い、身体的、社会的、心理的、精神的発達に有害な搾取的労働。児童にとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害な労働であり、就学を妨げる可能性のある労働を指す。

**児童の権利**：国連児童の権利条約に盛り込まれた国際基準で、18歳未満の人々に特有の脆弱性と保護を認めている。また、すべての児童を分け隔てなく、尊厳をもって誠実に扱うという原則を支持している。

**児童の商業的性的搾取（CSEC）**：児童の性的虐待または搾取を、現金またはその他の財物やサービスと引き換えに行うこと。CSECの例には、児童買春、児童ポルノまたはわいせつ画像、児童セックス・ツーリズムが含まれる。

**申立人**：被害を受けた児童または成人、「生存者」または「被害者」と呼ばれることもある。苦情申立人とは、申し立てられた不正行為や危害を経験した人のことである。

**守秘義務**：守秘義務とは、個人またはハビタットの情報を非公開にし、保護することを指す。

**災害対応**：ハビタットは、災害や危機の発生後、早期および長期的な復興に重点を置きながら活動を進めている。

**差別**：個人の性別、性的指向、性自認、人種、民族的背景、出身国、年齢、宗教、障害、軍人や退役軍人の地位、その他法的に保護されている特性など、特定の偏見や特徴に基づく不当または不公平な扱い。

**感情的虐待**：児童または成人の感情的、知的、精神的または心理的な幸福または発達に対する単発的または継続的な危害。

**搾取**：誘惑、操作、強要、策略によって、児童または成人を労働、家事隷属、強制犯罪、その他の違法行為に従事させ、金銭的、社会的、政治的に利益を得るために、その地位、権力、特権、または富を活用する個人の利益のために、脆弱性、力の差、または信頼の立場を実際に悪用すること、または悪用しようとする事。

**脆弱または緊急な状況**：社会秩序や法治の乱れ、あるいはその他の破壊的な出来事によって緊急事態や不安定化が起きている地域（コミュニティ、地域、国など）、あるいは清潔な水、食料、シェルター、安全といった基本的ニーズへのアクセスが制限されている地域。

**誠実な報告**：報告された時点で、リスクや危害が生じたことと真に信じていること。

**グルーミング**：成人または年上の児童や青少年が、児童を性的虐待または搾取する目的で、児童および／または児童の世話人と関係を築き、児童や世話人の信頼を得るプロセス。グルーミングは、オンラインまたは直接会って行われることがあり、徐々に進行するため、時には発見が困難な場合もあります。グルーミングには以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません：

1. 子供を優遇すること。
2. 子供にプレゼントやご褒美、特別な特権を与える。
3. 仲間や安全な成人との交流から児童を遠ざける。
4. 児童の弱さを知ること、親密な関係を築く。
5. 児童を保護する責任がある親や世話人と仲良くする。
6. アルコール、薬物へのアクセスを許可する、または違法行為を奨励する。
7. 子供とグルーミング担当者だけが共有する「特別な」体験を通して、親密さを築く。

**危害**：あらゆる形態の虐待、差別、搾取、ハラスメント、または安全でないプログラミングに起因する傷害。

**ハラスメント**：ハラスメント（Harassment）：侮辱的、屈辱的、侮蔑的、軽蔑的、その他不適切な言動、または個人の尊厳を尊重しない言動。受益者、パートナー、スタッフ、職員、その他ハビタットのプログラムまたは運営に何らかの形で関与している者によって、またはそれらに対して行われる可能性がある。

**人権**：国連の世界人権宣言によって明確にされた、すべての個人の尊厳と完全性を区別なく認め、保護する国際基準。

**インフォームド・コンセント**：十分な能力を有する成人が、自己または自己の児童の情報のリスク、便益および使用について情報を与えられ、その参加および／または機微なデータもしくは個人情報について、十分な情報を得た上で意思決定できるようにするプロセス。

**現代の奴隷制（別名、人身売買または人身売買対策、TIP）**：人を奴隷的もしくは隷属的に拘束すること、または人に強制労働もしくは強制労働をさせることは、人権条約第4条に従って解釈され、2015年英国現代奴隷法、および人身売買対策に関する米国政府の条項によってさらに定義される。

**ネグレクト**：故意または過失により、児童または成人の身体的、心理的な基本的ニーズを満たさないこと。これには、危害を防止するための怠慢、児童の不適切な監督、児童または成人の緊急医療を利用するための怠慢、安全でないプロジェクト環境（例：安全でないプログラム、有害な物や建材へのアクセス）にさらされること、および／または必要に応じてプロジェクト環境を適切に防備するための怠慢が含まれるが、これらに限定されない。

**パートナー**：ハビタットの資金提供を受けている、またはハビタットを代表してプロジェクトやプログラムを支援、実施する団体または個人。

**個人を特定できる情報（PII）**：個人またはグループ（ハビタットの住宅所有者など）を特定、連絡、または場所を特定するために、単独で、または他の情報（三角測量など）と共に使用できるあらゆる情報。

**身体的虐待または暴行**：身体的虐待または暴行：不注意または故意による身体的な力の行使で、児童または成人に傷害を負わせる危険性がある場合、または実際に傷害を負わせる場合。

**ポルノ**：児童または成人の一部または全裸を含むわいせつな画像、ビデオ、コンテンツ。

**売春**：直接的または間接的な接触を伴う性的行為と、金銭、物品、資源、便宜を交換すること。

**保護（児童または成人）**：人道支援・開発分野では、保護はセーフガーディングとは区別される。保護に関する懸念は、ハビタットとは無関係の人物が、児童や成人に対して有害、虐待、差別、搾取、嫌がらせなどの行為を行った場合に生じる。例えば、児童の保護問題には、親や親戚、他の地域住民による児童への虐待やネグ

レクトが含まれます。別の例としては、ドメスティック・バイオレンス（親密なパートナーからの暴力、交際相手からの暴力、家族内暴力など）を経験しているコミュニティの成人が考えられます。これは成人のセーフガーディング問題とみなされる。言い換えれば、セーフガーディング問題には、家族やコミュニティの人々による、児童や成人に対する権力の乱用や暴力行為、虐待、危害が含まれる。セーフガーディングは、外部への報告を必要とする場合がある。特定の状況において、外部通報（法執行機関、児童保護、高齢者サービスなど）が安全かつ実際的であるかどうかを判断するために、セーフガーディング・アドバイザーに相談すべきである。セーフガーディングに関する懸念がセーフガーディングに関する懸念であることもあり得ますので（その逆もあり得ます）、あらゆる懸念、疑い、既知の出来事について適切な報告がなされるよう、セーフガーディング・アドバイザー、役員、フォーカルポイントにご相談ください。

**PSEAH**：性的搾取、虐待、ハラスメントからの保護。

**報告者**：匿名または記名にかかわらず、懸念、疑念、既知の事件を報告する者。

**代表者**：ハビタット・フォー・ヒューマニティを代表して行動する個人。理事、スタッフ、請負業者、インターン、アメリカン・メンバー（VISTAメンバーを含む）、ボランティア、実施パートナー、サプライヤー（サプライヤーには地元のボランティアや職人も含まれる）を含むが、これらに限定されない。

**回答者**：不正行為の申し立てに応じる者、または不正行為に関与したとされる者。

**報復**：保護された活動（例えば、権力の乱用の報告や調査への参加）に従事するハビタットの代表者に対して取られる、否定的または不利な行動。

**セーフガーディング**：ハビタットの代表者と児童、成人、地域住民、パートナー、同僚との交流が安全で、包括的で、健康的なものとなるよう、期待される行動と禁止事項を明確にした組織の方針、手順、慣行。セーフガーディングに関する方針、手順、慣行は、ハビタットの代表者による権力の乱用をまず確実に防止するよう努める。権力の濫用が発生した場合、セーフガーディングシステムは、危害を阻止し、安全性を評価し、必要なケアとサービスを提供し、確立されたプロトコルを通じて不正行為に対処する組織的対応を可能にするために、懸念、疑い、および既知の事件が適時に報告されることを保証する。

**性的虐待**：力によるか、あるいは不平等な力関係やその他の強制的な条件下であるかを問わず、性的な性質を持つ身体的侵入（不適切な接触を含む）が実際に行われた、または行われる恐れがあった場合。

**性的搾取**：他者の性的搾取によって金銭的、社会的、政治的に利益を得ることを含むがこれに限定されない、性的な目的のために、脆弱性、差別的権力、信頼の立場を実際に悪用すること、または悪用しようとする事。

**セクシャルハラスメント**：ハビタットのスタッフまたは代表者と、ハビタットの職務において接するすべての人との間で発生する、歓迎されない性的な誘い、コメント、明示的または黙示的な性的要求、接触、冗談、ジェスチャー、あるいは性的な性質を持つその他のコミュニケーションや行為（口頭、書面、視覚のいずれであるかを問わない）。詳細は「ハラスメント・いじめ・差別に関する方針」を参照。

**生存者**："被害者"、"被害者"、"申立人"と呼ばれることもある。生存者とは、申し立てられた不正行為や被害を経験した人のことである。

**被害者**："被害者"、"生存者"、"申立人"と呼ばれることもある。被害者とは、申し立てられた不正行為や被害を経験した人のことである。

**若者**：国連が統計分析のために定義した 15 歳から 24 歳までの人。この用語には、本方針で児童および成人として定義されている人々が含まれることに留意することが重要である。このため、18 歳未満の人と関わる場合は、セーフガーディング方針の規定に従わなければならない。

**ゼロ・トレランス**：児童、成人、コミュニティのメンバー、パートナー、同僚に対して有害、不健全、または安全でない行為を行ったハビタットの代表者に対し、その責任を問う組織のコミットメント。

**不作為に対するゼロ・トレランス**：信頼に足る報告可能な懸念事項はすべて真摯に受け止め、危害、虐待、差別、搾取、ハラスメントを受けた人に適切なケアとサポートが提供されることを保証する組織的コミットメント。

## 付録 B：関連する内部方針 ハビタット・ジャパンの内部方針 および外部リソース

機関名	機能・役割
1. 子どもに関する公的機関	
市区町村の子ども相談課、子ども虐待防止対策部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの福祉に関する相談の全般に応じる部署で、子どもの家族からに限定されず、誰でも相談できる。子どもの権利の擁護の観点から、子どものウェルビーイングを最優先にして対応する。</li> <li>「子ども相談課」「子ども福祉課」「子ども家庭相談課」のように市区町村によって部署の名称は異なる。</li> <li>連絡先など詳細は各市区町村のホームページに掲載されている。</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第 12 条にもとづき各都道府県に設置されている児童福祉の専門機関。各都道府県および政令指定都市に最低 1 か所設けられている。</li> <li>18 歳以下の者を対象に、子どもに関する様々な問題について家庭や学校からの相談に応じるほか、養育困難、虐待にあっている子どもの保護などにあたる。</li> <li>「189 (いちはやく)」の番号で児童相談所虐待対応ダイヤルが設置されており、この番号にかけると近くの児童相談所につながる。</li> <li>全国の児童相談所のリストは厚生労働省のウェブサイトに掲載されている (<a href="http://www.mhlw.go.jp">全国児童相談所一覧   厚生労働省 (mhlw.go.jp)</a>)。</li> </ul>
子どもの人権 110 番 (法務省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待など子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生しているという認識のもと、また被害者である子ども自身がその被害を外部に訴えるだけの力が十分でない、という認識のもと相談を受け付ける専用相談電話。子どもだけではなく大人も利用可能。</li> <li>全国共通の番号(0120-007-110)にかけると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員がこたえる。受付は、平日の 8:30 から 17:15 まで。</li> <li>法務省のウェブサイト参照 (<a href="http://www.moj.go.jp">法務省：子どもの人権 110 番 (moj.go.jp)</a>)。</li> </ul>
2. ジェンダーに基づく暴力に関する相談・支援機関	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (内閣府所管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的支援 (産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等) を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図るもの。</li> <li>強姦・強制わいせつ (未遂・致傷を含む。) の被害に遭ってから概ね 1~2 週間程度の急性期の被害者を対象都市、警察への届出の有無に関わらず、支援を行うもの。</li> <li>一覧は、<a href="http://www.gender.go.jp">性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧   内閣府男女共同参画局 (gender.go.jp)</a></li> </ul>
女性センター (内閣府所管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市区町村が設置している女性のための総合施設で、「女性センター」「男女共同参画センター」など名称は多様。</li> <li>「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目指し、女性が抱える問題全般について情報を提供するほか相談にも応じている。「配偶者暴力相談支援セ</li> </ul>

- ンター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している場合もある。
- 一覧は、[男女共同参画のための総合的な施設（都道府県一覧）](#)  
| [内閣府男女共同参画局（gender.go.jp）](#)
- 3. 法律に関する相談**  
**みんなの人権 110 番（法務省）**
- 差別、虐待、ハラスメントなど様々な人権問題に関する相談を受け付ける電話。かけた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員もしくは人権擁護委員が対応する。受付は平日の 8:30 から 17:15 まで。
  - 全国共通ダイヤル 0570-003-110
  - 法務省ウェブサイト：[法務省：常設相談所（法務局・地方法務局・支局内）（moj.go.jp）](#)
- 法テラス（日本司法支援センター）**
- 総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として 2006 年に設立された法務省所管の機関。弁護士サービスをより身近に受けられるようにするため、民事、刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報の提供を行う。
  - 無料の法律相談の案内も行っている。
  - 全国共通サポートダイヤル：0570-078374
  - ウェブサイト：[法テラス 公式ホームページ（houterasu.or.jp）](#)
- 日本弁護士連合会  
犯罪被害者法律相談窓口**
- 日弁連では、犯罪被害者支援に関する法律のもと、犯罪被害者支援委員会を設置し、弁護士による被害者支援活動に取り組んでいる。
  - 原則、相談は有償であるが、被害者への無料相談窓口のほか、弁護士報酬の支援や立て替え制度もある。
  - 詳細は、[日本弁護士連合会：各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧（nichibenren.or.jp）](#)
- 4. その他の公的機関**  
**公益社団法人全国被害者支援ネットワーク**
- 全国に 48 の加盟団体があり、犯罪の被害者とその家族、遺族が必要な支援を受けられるよう、また、尊厳や権利が守られるように活動している組織。
  - 直接支援、法律相談のほか、カウンセリング、自助グループ、生活支援などを提供。
  - 全国の支援センターの一覧：[全国の支援センター - 全国被害者支援ネットワーク全国被害者支援ネットワーク（nnvs.org）](#)
- 警察**
- 東京都 警視庁総合相談センター 03-3501-0110
  - 各都道府県の警察の被害相談窓口：[各都道府県警察の被害相談窓口 | 警察による犯罪被害者支援ホームページ - 警察庁犯罪被害者支援室（npa.go.jp）](#)

## 付録 C：個別確認

### 1.方針の個別確認書

このセーフガーディング方針は、ハビタット・フォー・ヒューマニティの代表者、ハビタット・フォー・ヒューマニティが奉仕するコミュニティの人々（特に社会的弱者や児童）、およびハビタット・フォー・ヒューマニティのパートナーである人々に対する身体的または性的虐待、搾取、ハラスメント、いじめによる危害を防止し、それに対処するためのハビタット・ジャパンの取り組みを説明するものです。

**私は、本方針に含まれる要件を読み、確認したことを認め、それらに従うことに同意します。**

私はさらに、セーフガーディングの不正行為が疑われる場合は、**ハビタット倫理・アカウントビリティ・ライオン報告ツール (HEAL)** に報告し、性的搾取や虐待を防止し、受益者、調査参加者、コミュニティメンバー（特に社会的弱者や児童）の権利を守り、ハビタット・フォー・ヒューマニティの倫理規約と行動規範の実施を促進する環境の構築と維持に貢献することを約束します。*(注：あらゆるレベルの管理職は、このような環境を維持するシステムを支援し、開発する特別な責任があります)。*

私は、本方針の適用について疑問がある場合、ハビタット・ジャパンのセーフガーディング担当者に相談すべきであると理解しています。

---

署名

---

受領日

---

氏名（記入または印刷）

## 2.セーフガーディング行動コミットメント

ハビタット・フォー・ヒューマニティ代表<sup>15</sup>として：

### 1.すべての人に敬意と尊厳をもって接する。

- ☑ あらゆる形態の危害、虐待、差別、いじめ、搾取、ハラスメントのない環境で生活し、働くというすべての人の基本的権利を認識し、私は、接するすべての児童、成人、コミュニティの人々、ボランティア、パートナー、同僚の安全、尊厳、尊敬を守るため、最高水準の倫理観をもって行動します。
- ☑ 私は、文化的謙虚さ<sup>16</sup>をもって他者と関わり、多様性を称え、公平性を実践し、インクルージョンを優先し、帰属意識を促進する安全な職場環境、業務環境、プロジェクト環境に貢献します。
- ☑ 私は、児童、成人、コミュニティの人々、ボランティア、パートナー、同僚と関わる際に、羞恥心、屈辱感、軽蔑、劣等感、あるいはいかなる形の精神的虐待もない健全なコミュニケーションを促進します。
- ☑ 私は、児童・成人のセーフガーディング方針およびセーフガーディング枠組みに概説されている方針と一致する行動をとります。
- ☑ 私は、いかなる権力、影響力、特権、権限、信頼も濫用または誤用しません。
- ☑ 私は、現地の法律や同意年齢にかかわらず、18歳未満の人と性行為を行いません。さらに、性的であるか否かを問わず、搾取的または有害な関係に関与しません。
- ☑ 子供と二人きりで会ったり、優遇したりしません。(子供と接するときは、必ず最低2人の成人が同席する)
- ☑ 私は、児童または成人に触れることを含め、不適切、グルーミング、有害、虐待と解釈される、または解釈され得るいかなる行動にも関与しません。
- ☑ 私は、金銭、雇用、商品、特別な配慮、またはサービスを、性的な好意を含むセックス<sup>17</sup>と交換しません。
- ☑ 私は、不適切と解釈される、またはその可能性のあるコメント、ジョーク、ジェスチャー、電子メール、思わせぶりの視線、その他不快感を与える、歓迎されない、あるいは敵対的、威圧的、または困難な職場環境またはプロジェクト環境をもたらす可能性のある行動を含む、いかなる形態のハラスメントにも関与しません。
- ☑ 私は、仕事上あるいは個人的な利益や利得のために、いかなる人の労働力も利用せず、「スウェット・エクイティ」プロジェクトについては明確に説明します。
- ☑ 私は、児童、成人、ボランティア、パートナー、同僚を差別しません。
- ☑ 私は、それがプロジェクトの一部であり、その目的について明確なコミュニケーションがない限り、価値のあるもの(金銭、物品、サービスなど)をプロジェクト参加者に提供しません。

### 2.機密データや個人を特定できる情報(PII)を保護する。

- ☑ 私は、機密データや個人情報を扱う際、または管理する際には、注意を払い、機密保持を実践し、データ保護および保持方針に従います。
- ☑ 私は、プロジェクト参加者(児童であれ成人であれ)に対し、サービスや便益の提供、データの使用に先立ち、リスク、便益、および/または要件について、理解しやすい簡単な言葉で確実に説明し、インフォームド・コンセントと同意を得ます。
- ☑ 私は、「コミュニケーションと資金調達のガイドライン」に従い、児童、成人、コミュニティメンバー(ハビタットとパートナーを組む家族を含む)が写っている写真、ビデオ、ストーリーを業務目的でのみ使用します。
- ☑ 私は、プロジェクト参加者およびハビタットの代表者と連絡を取る際には、公式な業務上のチャンネルのみを使用します。

<sup>15</sup> 理事会メンバー、スタッフ、請負業者、インターン、アメリカコープス・メンバー(VISTAメンバーを含む)、ボランティア、実施パートナー、サプライヤーを含むが、これらに限定されない。

<sup>16</sup> 文化的謙遜とは、他者の文化や、他者を形成してきた影響を理解するための自己反省のプロセスであり、他者の文化的アイデンティティについて、判断や偏見を持たずに学ぶ姿勢を持つことである。

<sup>17</sup> これは、セックスワークが合法である法域でも同様である。

- ☒ 私は、プロジェクト参加者（ハビタットとパートナーシップを組む家族を含む）、児童や成人のボランティア、またはハビタットが活動するコミュニティのメンバーと、個人的な連絡先やソーシャルメディアのアカウントを交換しません。
- ☒ 私は、個人情報を公開しません。また、特に私たちが事業を展開している地域社会の児童や成人の写真、動画、ストーリーを、個人のソーシャルメディアアカウントで共有することは強く控えるように求められています。
- ☒ 私は、個人的なソーシャルメディアアカウント、個人的な携帯電話、個人的なEメールアカウントを使って、私たちが活動する地域の児童や成人とつながったり、「友達」になったり、コミュニケーションを取ったりしません。

### 3.懸念、噂、疑惑、または既知のセーフガーディング違反について報告する。

- ☑ 私は、セーフガーディングに関する情報開示<sup>18</sup>、懸念、噂、疑惑、既知の事件については、24時間以内、または報告手段が利用可能な最も早い時期に報告します。
- ☑ 私は、安全で可能であれば、有害な行動を中断させるために介入します。
- ☑ 私は、タイムリーな対応を確実にするために、すべての既知の情報を共有し、要求に応じて追加情報や証拠を提供します。
- ☑ 私は、「誠実な」報告が保護された活動であることを認識し、たとえすべての情報を持っていなくても、懸念を共有します。
- ☒ 私は報告を遅らせたり、情報を隠したり、証拠提出の要請を無視したりしません。
- ☒ 私は、プログラム参加者、ボランティア、パートナー、同僚による報告を抑止しません。
- ☒ 私は、セーフガーディングに関わる事案を報告した人、または報告したと思われる人に対し、報復したり、粗末に扱ったり、嫌がらせをしたりしません。
- ☒ 私は、悪意のある、あるいは「不誠実な」報道には関与しません。
- ☒ 私は、セーフガーディングに関わる事案を自ら調査したり、その問題に関与している可能性のある個人に質問したりはしません。

### 4.情報開示には慎重に対応し、団体内のプロセスに協力する。

- ☑ 私は、プロジェクト参加者、ボランティア、パートナー、同僚に危害が迫っている場合、適切な支援とケアが提供できるよう、直属の上司、GRCのメンバー、セーフガーディング地域アドバイザー、セーフガーディング・フォーカルポイントに直ちに報告します。
- ☑ 私は団体内外の調査に協力します。
- ☑ 私は守秘義務を守り、報告された懸念や調査に関連する情報を共有することを控えます。
- ☒ 私は、プロジェクト参加者、ボランティア、パートナー、同僚に対する危害、虐待、危険の差し迫った兆候を無視しません。
- ☒ 私は、捜査立会人に指導したり、ストーリーを調整したりはしない。
- ☒ 私は、苦情申し立て者、目撃者、被申立者のいずれであっても、セーフガーディング調査に関与している、または関与している疑いのある人に対し、報復、粗末な扱い、嫌がらせを行いません。
- ☒ 私は調査中、いかなる情報も隠しません。

私は、セーフガーディング行動コミットメントに関する誓約を読み、確認したことを認め、それらに従うことに同意します。

署名  
氏名（タイプまたは印刷）

受領日

<sup>18</sup> 情報開示には、HEALまたはその他の確立されたハビタット報告メカニズムに直接申し立てを報告することに馴染みがない、アクセスできない、または馴染みがないプログラム参加者またはその他の人々からの報告も含まれる。

